

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本児童野球保全機構（以下「リーグ」という。）が運営する

Japan Child Baseball Protection League（以下「JCBPL」という。）において、ドラフト会議に参加することができる選手の対象資格を定め、選手の公正な挑戦機会の確保、再起支援の理念の実現およびリーグの健全な競技運営を図ることを目的とする。

2 本規程は、ドラフト会議規程に定める選択対象者の範囲を補完し、選手の尊厳、自由意思および競技機会の最大化を最優先として運用する。

3 本規程は、リーグが掲げる「行き場を失った選手に再起の機会を提供する」という基本理念に基づき、年齢、経歴、競技ブランクその他の事情により従来競技機会を失った者に対しても、公正かつ透明な挑戦機会を保障することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、ドラフト会議に参加しようとするすべての者および当該者を選択しようとする球団に適用する。

2 本規程に定めのない事項は、ドラフト会議規程、選手契約規程、選手登録規程その他リーグが別に定める規程による。

3 本規程と他の規程が抵触する場合は、選手の安全・尊厳および再起支援の理念を最優先とするリーグの判断に従う。

(外国籍の取扱い)

第3条 ドラフト対象資格を有する者は、日本国籍を有する者、または次のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 日本人の親を持つ者
- (2) 日本国籍を取得した者
- (3) 日本国籍の取得手続中である者

2 前項に該当しない外国籍の者は、ドラフト対象資格を有しない。

3 国籍に関する虚偽申請が認められた場合、当該者は対象資格を失うものとする。

(理念の優先)

第4条 本規程の解釈および運用にあたっては、次の理念を最優先とする。

- (1) 選手の再起支援
- (2) 競技機会の最大化
- (3) 選手の尊厳の保護
- (4) 透明性と公正性の確保
- (5) リーグの健全な競技運営

(対象資格の取得方法)

第5条 ドラフト対象資格は、JCBPL版プロ志望届の提出により自動的に取得するものとする。

2 NPBのプロ志望届を提出した者は、NPBドラフト会議において指名されなかった場合、自動的に対象資格を取得する。

第2章 基本資格

(プロ志望届の提出)

第6条 ドラフト対象資格は、JCBPL版プロ志望届の提出により自動的に取得するものとする。

2 NPBのプロ志望届を提出した者は、NPBドラフト会議において指名されなかった場合、自動的に対象資格を取得する。

3 プロ志望届の提出は、選手本人の自由意思に基づき行われなければならない。

(提出資格)

第7条 プロ志望届は、次の各号のいずれかに該当する者が提出することができる。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者
- (3) 社会人野球に所属する者
- (4) 大学または社会人野球を中途退部した者で、在籍していた学校または所属団体が提出を承認した者
- (5) 社会人経験者で、所属していた企業等が提出を承認した者
- (6) NPBのプロ志望届を提出した者
- (7) その他、リーグが提出を適当と認めた者

(競技経験)

第8条 競技経験の有無は、ドラフト対象資格の制限とならない。

2 競技経験が浅い者または競技ブランクのある者については、球団が選択の可否を判断するものとする。

3 リーグは、競技経験の有無を理由として対象資格を否定してはならない。

(健康状態)

第9条 選手は、ドラフト会議に参加するにあたり、競技参加に支障のない健康状態であることが望ましい。

2 健康状態に関する最終判断は球団が行うものとし、リーグは健康状態を理由として対象資格を否定しない。

3 ただし、生命・身体に重大な危険があるとリーグが判断した場合は、この限りでない。

(自由意思の尊重)

第10条 プロ志望届の提出およびドラフト会議への参加は、選手本人の自由意思に基づくものとする。

2 学校、企業、指導者、家族その他の第三者は、選手の意思決定に不当な影響を与えてはならない。

3 リーグは、選手の自由意思が確認できない場合、対象資格の確認を保留することができる。

(対象資格の保持)

第11条 ドラフト対象資格は、次のいずれかに該当するまで保持される。

- (1) ドラフト会議において選択された場合
- (2) 当該年度のドラフト会議が終了した場合
- (3) 選手がプロ志望届を撤回した場合
- (4) リーグが対象資格の取消しを決定した場合

(対象資格の取消し)

第12条 リーグは、次の各号のいずれかに該当する場合、対象資格を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請が認められた場合
- (2) 反社会的勢力との関係が判明した場合
- (3) 外国籍禁止の原則に反することが判明した場合
- (4) 選手の自由意思が確認できない場合
- (5) リーグが特に不相当と認めた場合

第3章 年齢区分および契約区分

(年齢区分の基本原則)

第13条 ドラフト対象選手の契約区分は、選手の年齢、競技経歴および最終競技年からの経過年数を基準として定めるものとする。

2 本章に定める年齢区分は、選手の挑戦機会を確保しつつ、球団の育成負担および競技運営の合理性を考慮して設定する。

3 年齢は、当該年度のドラフト会議開催日における満年齢による。

(NPB経験者および独立リーグ経験者)

第14条 NPB経験者および独立リーグ経験者は、年齢にかかわらず支配下選手または育成選手として契約することができる。

2 前項の者については、競技ブランクの有無にかかわらず、球団が競技能力を総合的に判断して契約区分を決定する。

(社会人野球出身者)

第15条 社会人野球出身者は、満30歳までは支配下選手として契約することができる。

2 満31歳以上の者は、育成選手として契約するものとする。

(大学生)

第16条 大学生は、満25歳までは支配下選手として契約することができる。

2 満26歳以上の者は、育成選手として契約するものとする。

(高校生)

第17条 高校生は、満18歳までは支配下選手として契約することができる。

2 満19歳以上の者は、育成選手として契約するものとする。

(競技ブランクの取扱い)

第18条 競技ブランクのある者の契約区分は、最終競技年からの経過年数により、次の各号により定める。

(1) 最終競技年から3年以内の者は、支配下選手として契約することができる。

(2) 最終競技年から4年以上経過している者は、育成選手として契約するものとする。

(球団裁量による例外)

第19条 前条の規定にかかわらず、球団は、当該選手の競技能力、身体状況、再起可能性その他の事情を総合的に判断し、支配下選手または育成選手のいずれかとして契約することができる。

- 2 球団が前項の判断を行う場合、当該判断の理由をリーグに提出しなければならない。
- 3 リーグは、球団の判断が不当であると認める場合、是正を求めることができる。
- 4 リーグが不当性を認めない場合、球団の判断を尊重するものとする。

(年齢区分の例外)

第 20 条 選手の特長、競技能力、医学的所見その他特別の事情がある場合、リーグは球団の申請に基づき、前各条の年齢区分の適用を特例として変更することができる。

第 4 章 不祥事離脱者の取扱い

(不祥事離脱者の対象資格)

第 21 条 不祥事その他の事由により競技活動を離脱した者であっても、次の各号の条件をすべて満たす場合は、ドラフト対象資格を有するものとする。

- (1) 刑事罰、行政処分、学校・企業等による処分その他の社会的制裁が終了していること。
- (2) 被害者との関係が、示談、和解、謝罪その他適切な方法により解決していること。
- (3) 反社会的勢力と関係を有していないこと。
- (4) リーグが定める再発防止プログラムを受講したこと。
- (5) 倫理委員会の審査に合格したこと。

(再発防止プログラム)

第 22 条 前条第 4 号に定める再発防止プログラムは、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 倫理・コンプライアンスに関する講習
- (2) 専門家によるカウンセリング
- (3) 社会的責任に関する研修
- (4) 球団が必要と認める教育プログラム

2 リーグは、選手の状況に応じて、前項の内容を追加または免除することができる。

(倫理委員会の審査)

第 23 条 倫理委員会は、次の事項を総合的に審査し、対象資格の可否を判断する。

- (1) 不祥事の内容および経緯
- (2) 反省の真実性
- (3) 再発防止の実効性
- (4) 競技者としての適格性
- (5) 球団の推薦理由

2 倫理委員会は、必要に応じて書類審査、面談、第三者機関の意見聴取を行うことがで

きる。

3 倫理委員会の判断は、リーグが最終的に確認するものとする。

(公示)

第24条 前二条の審査に合格した者について、リーグは「特別審査通過選手」として公示する。

2 不祥事の具体的内容は公示しない。ただし、球団および選手が合意した場合はこの限りでない。

3 公示は、選手の尊厳を損なわない範囲で行うものとする。

(対象資格の取消し)

第25条 不祥事離脱者が次の各号のいずれかに該当する場合、リーグは対象資格を取消することができる。

- (1) 再発防止プログラムを履行しない場合
- (2) 倫理委員会の審査において虚偽が判明した場合
- (3) 反社会的勢力との関係が新たに判明した場合
- (4) リーグが特に不相当と認めた場合

第5章 対象外となる者

(対象外となる者)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、ドラフト対象資格を有しないものとする。

- (1) 反社会的勢力と関係を有する者
- (2) 反社会的勢力と過去に関係を有し、現在もその影響下にあると認められる者
- (3) 重大な暴力事件、性犯罪、薬物犯罪その他の重大犯罪により、刑事罰、行政処分または社会的制裁が現在も継続している者
- (4) 虚偽の国籍、虚偽の経歴、虚偽の競技歴その他虚偽の申請を行った者
- (5) 外国籍禁止の原則に反する者
- (6) 生命・身体に重大な危険があり、競技参加が不可能であるとリーグが判断した者
- (7) リーグが特に不相当と認めた者

(反社関係の確認)

第27条 球団は、選手の選択および契約に際し、反社会的勢力との関係がないことを確認しなければならない。

2 リーグは、必要に応じて反社チェックを実施することができる。

3 前二項の確認に虚偽があった場合、当該者は対象資格を失うものとする。

(虚偽申請の取扱い)

第 28 条 選手が虚偽の申請または不正行為を行った場合、リーグは対象資格の取消し、登録拒否その他必要な措置を講じることができる。

2 球団が虚偽申請を黙認または助長した場合、リーグは当該球団に対し制裁を科すことができる。

(重大犯罪の扱い)

第 29 条 重大犯罪に該当する行為を理由として対象外となった者であっても、社会的制裁が完全に終了し、再発防止措置が講じられ、リーグが適当と認めた場合は、翌年度以降に対象資格を再取得することができる。

(対象外決定の通知)

第 30 条 リーグは、対象外の決定を行った場合、当該者に対し理由を付して通知するものとする。

2 球団が当該者の選択を希望していた場合、リーグは球団にも同様に通知する。

(異議申立て)

第 31 条 対象外の決定に異議がある場合、当該者または球団は、通知後 7 日以内にリーグに対し異議申立てを行うことができる。

2 リーグは、異議申立ての内容を審査し、必要な措置を講じる。

第 6 章 審査手続

(審査の実施)

第 32 条 リーグは、ドラフト対象資格の確認にあたり、必要に応じて次の審査を行うものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 国籍確認
- (3) 反社会的勢力との関係確認
- (4) 競技歴および最終競技年の確認
- (5) 健康状態に関する確認（必要な場合に限る）
- (6) 不祥事離脱者に対する特別審査

2 リーグは、選手の尊厳を損なわない範囲で、最小限の審査を行うものとする。

3 審査は、選手の挑戦機会を不当に制限するものであってはならない。

(球団の協力義務)

第 33 条 球団は、リーグが審査を行うにあたり、必要な資料、情報および説明を提出しなければならない。

2 球団が提出した資料に虚偽が認められた場合、リーグは当該球団に対し必要な措置を講じることができる。

(追加資料の提出)

第 34 条 リーグは、審査に必要と認める場合、選手または球団に対し追加資料の提出を求めることができる。

2 追加資料の提出がない場合、リーグは対象資格の確認を保留することができる。

(面談)

第 35 条 リーグは、必要に応じて選手との面談を実施することができる。

2 面談は、選手の尊厳を損なわない方法で行い、選手の自由意思を尊重しなければならない。

3 未成年の選手については、保護者の同席を認める。

(審査結果の通知)

第 36 条 リーグは、審査の結果、対象資格の取得または取消しを決定した場合、当該選手に対し理由を付して通知するものとする。

2 球団が当該選手の選択を希望していた場合、リーグは球団にも同様に通知する。

(審査の透明性)

第 37 条 リーグは、審査手続の透明性を確保するため、審査基準および運用方針を公表するものとする。

2 ただし、個人情報および選手の尊厳に関わる事項は公表しない。

(異議申立て)

第 38 条 審査結果に異議がある場合、選手または球団は、通知後 7 日以内にリーグに対し異議申立てを行うことができる。

2 リーグは、異議申立ての内容を審査し、必要な措置を講じるものとする。

第 7 章 雑則

(他規程との関係)

第 39 条 本規程に定めのない事項は、ドラフト会議規程、選手契約規程、選手登録規程その他リーグが別に定める規程による。

2 本規程と他の規程が抵触する場合は、選手の安全、尊厳および再起支援の理念を最優

先とするリーグの判断に従う。

(電子システムの利用)

第 40 条 本規程に基づく申請、提出、公示その他の手続は、リーグが管理する電子登録システムにより行うものとする。

2 電子登録システムの運用に関する詳細は、リーグが別に定める。

(個人情報の保護)

第 41 条 ドラフト対象資格に関する個人情報は、リーグ個人情報保護規程に基づき適切に管理しなければならない。

2 個人情報は、審査手続およびドラフト会議の運営に必要な範囲でのみ利用するものとする。

3 リーグは、選手の尊厳を損なう形で個人情報を公表してはならない。

(書類の保存)

第 42 条 球団およびリーグは、本規程に基づき作成または提出された書類を、リーグが定める期間保存しなければならない。

2 リーグは、必要に応じて球団に対し書類の提出または閲覧を求めることができる。

(虚偽申請の禁止)

第 43 条 球団および選手は、本規程に基づく申請または届出において、虚偽の記載または不正行為を行ってはならない。

2 虚偽申請が認められた場合、リーグは対象資格の取消し、登録拒否、制裁その他必要な措置を講じることができる。

(反社会的勢力の排除)

第 44 条 選手は、反社会的勢力と関係を有してはならない。

2 球団は、選手の選択および契約に際し、反社会的勢力との関係がないことを確認しなければならない。

3 違反が認められた場合、リーグは対象資格の取消し、選択の無効、契約の無効または登録の取消しを行うことができる。

(規程の改正)

第 45 条 本規程の改正は、リーグが必要と認めた場合に行う。

2 改正後の規程は、リーグが公示した時点で効力を生じる。

(施行期日)

第 46 条 本規程は、リーグが定める日から施行する。